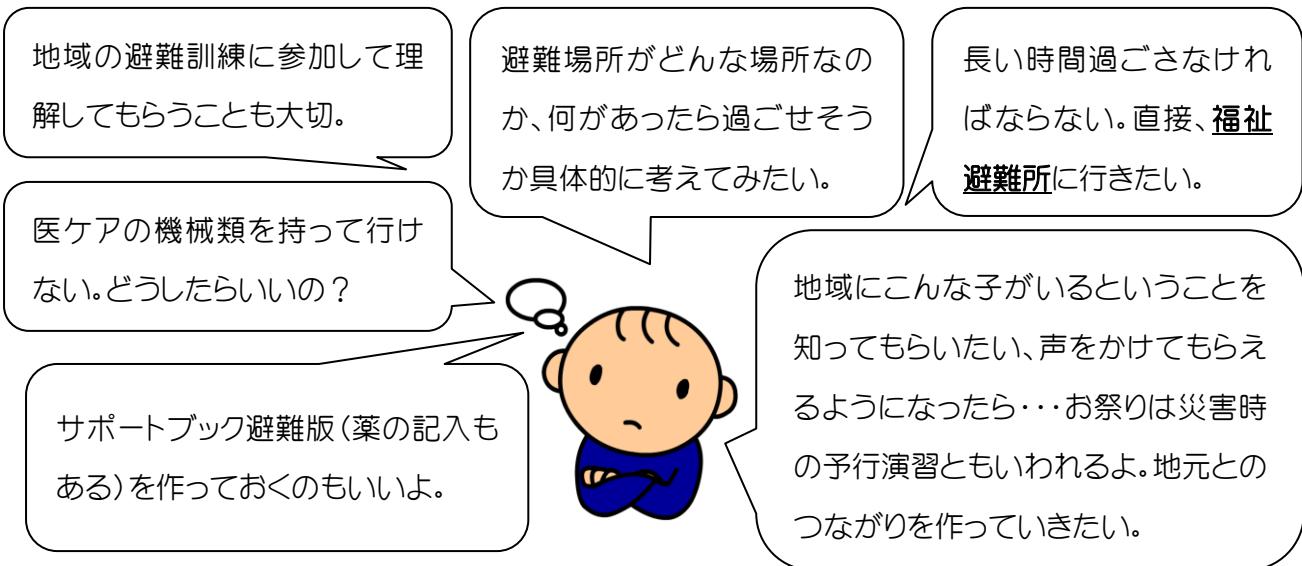


支援室だよい

<http://www.okasien.okayama-c.ed.jp/okayyo.htm>

○ 瀬戸内市自立支援協議会 子ども部会「防災について」

7月の西日本豪雨のこともあり、グループディスカッションの一つでは、行政、支援センター、当事者、福祉事業所の人などが「防災」について話し合いました。



活発に意見交換が行われ、「本人、地域、行政のそれぞれの視点で、命を守るために必要なことを考え、できることからやっていきましょう。」と意識を高めました。

○ 災害と障害者の避難について

東日本大震災の教訓より、平成28年4月に内閣府より「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」が出され、災害時の要支援者への対応について、市町村が責任をもって決めることとされています。そのガイドラインでは、「福祉避難所」という、通常の避難所で過ごすことが困難な人（障害者・高齢者等）に対して、特別な支援を受けることができる避難所を設置することが決められています。

福祉避難所は、市町村が入所型福祉施設などと事前に協定を結んで、災害時に利用できるようになっています。ただし、福祉避難所となる福祉施設が被災していたり、通常の体制から受け入れ体制が整うまでの準備期間が必要だったりするため、①地域の指定避難所に避難する。②開設準備ができ次第、福祉避難所に移る。という順序になります。

地域の指定避難所や福祉避難所がどこになるのかは、お住まいの市町村のホームページ等でご確認ください。防災力バーンの準備や災害時の避難場所、家族の連絡の取り方など、ご家庭で話し合ってみてはいかがでしょうか？

○ 9月25日に『SNS安全教室』を実施しました

小・中学部Ⅰ類型・高等部Ⅱ類型及び保護者を対象に、トラブルに巻き込まれた時の対処法や被害者・加害者にならないようにするために「SNS安全教室」を計画・実施しました。この日はKDDIより講師をお招きして、小学部は「チャットアプリ 文字のコミュニケーショントラブル」中学・高等部は「誹謗中傷や写真掲載などの情報発信トラブル」などの講話を聴きました。参加者は、SNSでの家庭のルールづくりやマナーの大切さを学ぶことができました。



⚠ 家庭のルールをつくりましょう

「青少年インターネット環境整備法」では、18歳未満のスマホ・ケータイの利用を把握・管理して、教育するのは「保護者の責務」と定めています。お子さまにスマホ・ケータイを渡す際は、ご家庭で次の点について確認しましょう。

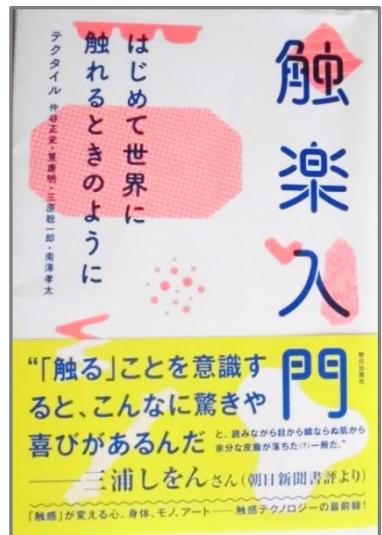
- スマートフォン・ケータイは子どものものではなく、保護者が管理するものであること
- 子どもが利用する際は、ルールを守る必要があること
- ルールを守れない場合は、「〇日間利用禁止」「契約停止」などをする場合もあること

○ 図書の紹介

私たちにとって、普段特に意識していない触覚。しかし、小さい頃は、誰もが触覚を中心とする世界に住んでいました。

本書では、「もしも触覚がなくなってしまったらどうなるだろう」「赤ちゃんの五感の中で、最初に使われるのはどの感覚だろう」など、読みやすいコラムで構成されています。

人間にとて必要不可欠な感覚。気持ちに直接作用する感覚。この本で、「触れる」という行為をもう一度捉え直し、「触れる」ことをもっと楽しんでみませんか。



次回、スクールカウンセラーの佐田先生の来校日は、11/29(木)の13:00~17:00です。学校のこと、お子さまのこと、家庭のことなど何でも気軽にご相談ください。お問い合わせは、副校长、または各部教頭まで。